

2019 年度

進路のしおり

大阪府立八尾支援学校
キャリアサポート部
TEL 072-951-9304

※この冊子の内容についてのお問い合わせは、キャリアサポート部までお願いします。

目 次

- ◆ 2019 年度高等部進路指導行事予定 1、2
- ◆ 進路が決まるまで 3
- ◆ 高等部卒業生進路状況 過去3年間 4
- ◆ 進路先決定までの流れ 5、6
- ◆ 進路や日常生活に関する相談機関の紹介 . . . 7、8
- ◆ 福祉サービスの利用について 9～12

この進路のしおりは、進路関係のさまざまな情報を保護者の皆様にお伝えするために八尾支援学校のキャリアサポート部で作成したものです。

入学したばかりの1年生の保護者の皆様にとっては、もう卒業後のことを考えなければならぬと思われるかもしれませんが、お子様のよりよい進路選択をしていただくためには、今から多くの情報を集めていただくことが大切だと思っております。この冊子が少しでもそのお役に立てば幸いです。

年度途中での、新しい情報などについては家庭訪問・懇談会などを通じてお知らせする予定です。進路指導について何かご不明な点、及びご質問などがありましたらいつでもご連絡ください。

八尾支援学校
キャリアサポート部
平成31年4月発行

2019年度 高等部進路指導行事予定

学年	学期	懇談会・進路希望調査等	企業就労
1年生	1学期	(4月)『進路のしおり』配付	
		(4月家庭訪問)進路希望の聴き取り (5月学年懇談会)進路説明会	
	夏季休業中		
	2学期	(11月)進路説明会 (12月懇談会)進路希望の聴き取り	(10月)知的障がい者職場実習【生徒】 (大阪府庁にて) (11月)職業講話
	3学期	(3月懇談会)進路希望の聴き取り	
2年生	1学期	(4月)『進路のしおり』配付	
		(4月懇談会)進路希望の聴き取り (5月)進路説明会	
	夏季休業中		
	2学期	(12月懇談会)進路希望の聴き取り	(10月)企業体験実習【生徒】 (11月)職業講話
	3学期	(3月)進路説明会 (3月懇談会)進路希望の聴き取り	(2月)企業体験実習【生徒】
3年生	1学期	(4月)『個人情報同意書』回収	
		(4月)『進路のしおり』配付	
		(4月)進路説明会 (4月懇談会)進路希望の聴き取り (5月)福祉懇談会	(5月)工場見学【生徒】 (6月)前期企業実習【生徒】
	夏季休業中		(7月)職業相談 (於 布施ハローワーク)
	2学期		(10月)後期企業実習【生徒】 (就職の内定をめざした実習) ※ 以後随時実習を行い、内定が決まれば採用条件の相談や就職への手続きを行います。 ※ 実習を重ねても雇用内定に至らず就職が困難と判断される場合は進路希望変更についての相談を行います。
	3学期		

※上記の行事は予定ですので、変更になる場合があります。

※【生徒】は生徒対象の行事になります。

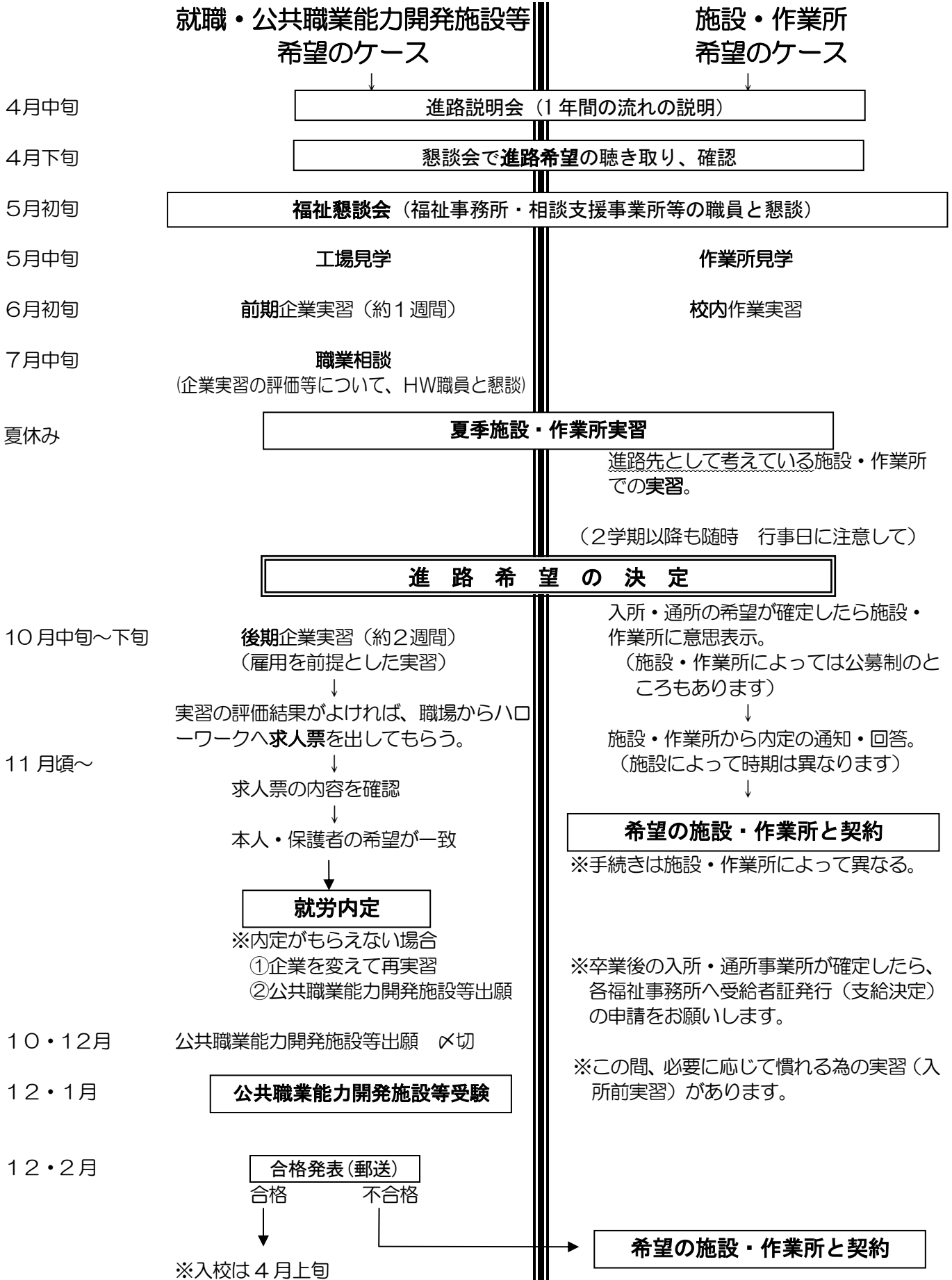
(生徒・保護者)

公共職業能力開発施設等（訓練校）	施設・作業所関係	学期	学年
	(6月)『施設・作業所紹介』配付	1 学期	1 年生
	(6月) 夏季施設・作業所実習申込		
(6月) 公共職業能力開発施設等見学会	(6月) 全校施設・作業所見学会①		
	(7・8月) 夏季施設・作業所実習【生徒】	夏季 休業中	
(11月) 公共職業能力開発施設等見学会	(11月) 全校施設・作業所見学会②	2 学期	
(12月) 公共職業能力開発施設等見学【生徒】			
		3 学期	
	(6月) 夏季施設・作業所実習申込	1 学期	2 年生
(6月) 公共職業能力開発施設等見学会	(6月) 全校施設・作業所見学会①		
	(6月) 作業所見学【生徒】		
	(7・8月) 夏季施設・作業所実習【生徒】	夏季 休業中	
(11月) 公共職業能力開発施設等見学会	(11月) 全校施設・作業所見学会②	2 学期	
(12月) 公共職業能力開発施設等見学【生徒】			
		3 学期	
		1 学期	3 年生
	(5月) 作業所見学【生徒】		
	(6月) 夏季施設・作業所実習申込		
(6月) 公共職業能力開発施設等見学会	(6月) 全校施設・作業所見学会①	夏季 休業中	
	(7・8月) 夏季施設・作業所実習【生徒】 (2か所での実習可能)		
(11月) 公共職業能力開発施設等見学会	(11月) 全校施設・作業所見学会②	2 学期	
(11～1月) 出願・入校検査 (各自で布施ハローワークへ)	(9月～) 進路希望先の決定 ※ 進路希望先が決まれば、保護者が直接作業所にその希望を伝え、施設側の了解を得ます。作業所の空き状況などにより、受入の可否が確定する時期が遅くなる場合もあります。 ※ 進路希望先の最終決定やその後の作業所との交渉は保護者・本人が各自で行います。学校の進路部は進路希望決定にあたり、保護者の相談にのり、必要な情報を提供します。各作業所とも密に連絡を取り合います。		
(12～2月) 結果は自宅に郵送	※ 卒業後の利用が確定すれば市役所の福祉課に受給者証発行の申請を行い、作業所との利用契約を結びます。	3 学期	

※他にも進路通信や進路だよりを発行し、進路に関する情報をお伝えしています。

◎進路が決まるまで

高等部3年生のとりくみ



◎高等部卒業生進路状況 過去3年間

	※H29年3月末現在		※H30年3月末現在		※H31年3月末現在	
年度	平成28年度		平成29年度		平成30年度	
性別	男	女	男	女	男	女
計	24	12	16	11	24	6
	36		27		30	

就職	4	2	3	3	5	0
	6		6		5	

公共職業能力 開発施設等	1	0	2	0	0	0
	1		2		0	

障がい福祉サービス	就労継続A型	1	0	0	0	1	0
	就労移行支援	2	0	0	2	0	1
	自立訓練	3	1	2	0	4	0
	就労継続B型	6	2	3	1	5	3
	生活介護	6	7	5	5	9	2
	地域活動支援 センターⅢ型	0	0	0	0	0	0
	施設入所	0	0	0	0	0	0
		28		18		25	

その他	1	0	1	0	0	0
	1		1		0	

就職	事務職員	1	調理補助員	1	店舗スタッフ	1
	介護補助員	1	店舗スタッフ	2	作業補助員	4
	調理補助員	2	作業補助員	2		
	清掃補助員	1	清掃補助員	1		
	デイサービススタッフ	1				
公共職業能力 開発施設等	市職業リハビリセンター	1	市職業指導センター	2		
障がい福祉 サービス (施設入所含む)	28		18		25	
その他	在宅療養	1	未定	1		

◎各進路先について

企業就労

就労希望の生徒は例年全体の約3割で、その中で就労が決まっているのは全体の約2割です。

2年生で2回の企業体験実習を行い、3年生で2回以上の企業実習を行なっています。2年生での体験実習の経験を踏まえ、本人・保護者・担任で十分に話し合う（希望や意思を確認する）必要があります。その時に一番大切なのは本人自身の気持ちです。いくら保護者や、担任が就職を勧めても、本人自身に「就職したい!」・「働きたい!」という強い気持ちがなければ勤め続けることができないからです。

「就職したい!」、「働きたい!」という気持ちに加え、就労の適性が見えてきたら、3年生で実習（6月・10月）に行きます。実習先は、高等部職員全員で職場開拓します。1～2週間の実習期間を終え、会社が「採用したい」、本人が「その会社で働きたい」となった時に、就職が決定します。学校生活や家庭生活などのすべてを通して、就職するために必要な力、特に社会での適応力をつけておくことが大切です。また、進路に関する見学会や体験実習などを通して、さまざまな経験を積み、進路先を決めていくことも大切です。

企業就労は、社会情勢に影響されます。そこで、希望通りにならなかった場合の進路も考えておく必要があります。「公共職業能力開発施設等」や、「施設・作業所」などの見学や体験実習なども、積極的に参加してください。

公共職業能力開発施設等（訓練校）

訓練校では、技術を身に付けるというより、就職へ向けての意欲や、態度、体力などを身に付けることに重点を置かれています。事前に見学と面接を行い、申込みを行なって下さい。願書提出の窓口は、本校の場合、ハローワーク布施（職安）です。願書は、受験希望者に学校からお渡しします。

本校から生徒が比較的多く受験するのは、平野区にある「大阪市職業リハビリテーションセンター（リハセン）」です。試験には筆記試験と面接があります。試験で、1年間の「大阪市職業リハビリテーションセンター」と2年間の「大阪市職業指導センター（住之江）」を選択・併願することができます。また、箕面市にある「INA職業支援センター（イナ）」を受験する生徒もいます。INAは、保護者の面接もあります。平成24年度に新たに開校した府立北大阪高等職業技術専門学校にも進学実績があります。

H29年度（27名卒業）は3名が受験し、2名（市職業指導センター→1名）が合格しました。H30年度（30名卒業）は1名が受験し、残念ながら不合格となりました。訓練校は出願者全員が合格するわけではありません。合格発表が「リハセン」や「市職業指導センター」の場合は3学期（2月中旬）になっていますので、訓練校受験と並行して施設・作業所などと相談や手続きを進めておくことをお勧めします。

大阪障害者職業能力開発校	堺市南区域山台 5-1-3	072-296-8311
大阪市職業リハビリテーションセンター	大阪市平野区喜連西 6-2-55	06-6704-7201
大阪市職業指導センター	大阪市住之江区泉 1-1-110	06-6685-9075
大阪INA職業支援センター	箕面市稲 6-15-26	072-729-7021
大阪府立北大阪高等職業技術専門学校	枚方市津田山手 2-11-40	072-808-2151

施設・作業所

本校の卒業生のほとんどが利用するのが施設・作業所です。障がいのある本人(または保護者)が、自分で希望する施設・作業所を決めて、自分で施設・作業所に申し出て入所の意思表示をして、手続きをするのが原則です。学校はいろいろな情報を収集して本人(または保護者)に情報提供し、そのお手伝いをさせていただきます。利用を希望する施設・作業所を決める時には、受入の空き状況、サービスの内容、送迎など通所の方法、送迎代や食費、保護者会費等の利用料負担、保護者会の活動、施設・作業所の理念や考え方などを判断材料にして決定します。

作業所によって提供するサービス(事業体系)は様々です。以下に簡単に施設・作業所の提供する福祉サービスを紹介しておきます。また、施設・作業所(福祉サービス)を利用する場合には利用までに市の障がい福祉課・福祉事務所に届け出て受給者証(支給決定)を受ける必要があります。また、利用するサービスによっては障がい支援区分の認定を受ける必要もあります。

「就労移行支援」

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練をおこなうサービスです。契約書上では1年契約で、利用期間はおおむね2年の有期限の事業です。

「就労継続支援事業A・B型」

一般企業等への就労が困難な人に、働く場を提供するとともに生産活動その他の活動を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練などをおこなうサービスです。契約書上では1年契約で、利用期間については更新の定めがないのが現状です。利用者が事業所(施設・作業所)と雇用契約を結ぶ「A型」と、雇用契約を結ばない「B型」があります。

「自立訓練」

自立した日常生活や社会生活を営むため、身体機能や生活能力の向上に必要な訓練の提供を受けるサービスです。「機能訓練」と、「生活訓練」があります。1～2年の有期限のサービスです。

「地域活動支援センターⅢ型」

創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等、地域の実情に応じ、市町村がその創意工夫により柔軟におこなえる事業。利用定員は10名程度の所が多いようです。

「生活介護」

常に介護を必要とする人に、食事や入浴・排せつ等の介護や、日常生活上の支援・生産活動の機会等を提供するサービスです。利用者は障がい支援区分が3以上である人で、利用期間の制限はありません。

※施設・作業所(福祉サービス)の利用、障がい支援区分等については9～12ページをご覧ください。

※「就労継続支援B型」は、支援学校高等部卒業生は本来の利用対象者ではありません(就職をして離職した、もしくは「就労移行支援」事業を利用したが就職に繋がらなかった場合に利用可能)。「就労継続支援B型」を希望される場合は、在学中に「就労移行支援」事業を利用してのアセスメント実習をする必要があります。

◎進路や日常の生活に関する相談機関

大阪府障がい者自立相談支援センター

18歳以上の知的障害のある方やその家族の相談を受けています。また、18歳以上の療育手帳の更新はセンターの知的障がい者支援課で行います。「大阪府サポートセンター」の業務を引き継ぐとともに、新たに知的障がいと発達障がいとの重複障がいの支援に取り組みます。

大阪府障がい者自立相談支援センター	大阪市住吉区大領 3-2-36 大阪府障がい者医療・リハビリテーションセンター 知的障がい者支援課	06-6692-5263
-------------------	--	--------------

子ども家庭センター

18歳未満の子どもに関するさまざまな相談を受け、それぞれのお子さんに適した支援（助言・指導・施設入所など）を行います。

東大阪子ども家庭センター	東大阪市永和 1-7-4 (所轄区域…東大阪市、八尾市、柏原市)	06-6721-1966
--------------	-------------------------------------	--------------

福祉事務所／各市の障害福祉課

医療を受けたいとき、ショートステイを利用したいとき、施設に入りたいとき、また日常生活で困っていることなど、障がい者の様々な相談に応じています。各種申請の窓口になっているのが福祉事務所です。

東大阪市役所 障害者支援室	東大阪市荒本北 1-1-1	06-4309-3184
東大阪市（西）福祉事務所	東大阪市高井田元町 2-8-27	06-6784-7980
東大阪市（中）福祉事務所	東大阪市岩田町 4-3-22-300	072-960-9285
東大阪市（東）福祉事務所	東大阪市旭町 1-1	072-988-6628
八尾市障がい福祉課	八尾市本町 1-1-1	072-924-3838

大阪障害者職業センター

知的障がい者が仕事につくために職業講話、職業準備支援事業、ジョブコーチによる支援事業、知的障害者および重度知的障害者判定、などを行っています。職業講話は1、2年生の保護者対象で実施しております。

※重度知的障害者判定について（以下は、大阪障害者職業センターの資料より抜粋しました。）

●知的障がい者の重度とは？

『障がい者の雇用の促進等に関する法律』により障害者職業センターにおいて行われるもので、知的障がい者の雇用の促進と安定を図ることを目的としています。知的障がい者の重度判定は、療育手帳B1、B2をお持ちの知的障がい者の方を対象とし、雇用対策上の重度に該当するかどうかを判定するものです。したがって、療育手帳や年金制度等の重度、1級の判定とは異なりますので注意してください。

●重度と判定されるとどうなるか？

公共職業安定所を通じて雇用する事業主に対し、各種の援護制度の適用、障がい者の雇用義務に基づく障がい者雇用率へのカウントがなされます。（重度と判定された場合には、事業主への助成率が手厚くなると同時に、雇用率が2人としてカウントされます。）それによって、より多くの方が就職の機会を得ることにつながります。

大阪障害者職業センター	大阪市中央区久太郎町 2-4-11	06-6261-7005
-------------	-------------------	--------------

ハローワーク(公共職業安定所)

就職希望の生徒に対しての求職登録や職業相談、就職が決まった企業の求人票を受理します。
在学中は布施のハローワークが窓口となります。

※公共職業能力開発施設等への出願もハローワーク布施で行います。

ハローワーク布施	東大阪市長堂 1-8-37 イオン布施駅前店4F (所轄…東大阪市、八尾市)	06-6782-4221
----------	---	--------------

障害者就業・生活支援センター

在宅の方、施設・作業所に通っている方、仕事をやめたけどまた働きたいと考えている方などを対象に、求職相談、職場定着相談、生活相談、職場の環境改善などの相談や求職活動を支援するため、公共職業安定所、事業主等との調整、職業準備訓練のあっせんや実習先との連絡調整、就職後の職場定着にかかる助言等を行います。

※就職内定者には卒業までに所轄の就業・生活支援センターへの登録を行っています。

東大阪市障害者就業・生活支援センター J-WAT (ジェイ・ワット)	東大阪市	東大阪市菱江 5-2-34 4階	072-975-5711
八尾・柏原障害者就業・生活支援センター	八尾市 柏原市	八尾市楽音寺 1-84	072-940-1215

障害者委託相談支援事業(指定特定・一般相談支援事業)

障害のある方・保護者・介護者等の相談に応じ、必要な情報提供や各種機関の紹介、障害福祉サービスの利用援助、社会資源の活用や社会生活力を高めるための支援、権利擁護のために必要な援助等を総合的に行います。以下の事業所は市町村より委託を受けて運営している事業所です。

【東大阪市】

東大阪市長立障害児者支援センター レピラ 基幹相談支援センター	東大阪市菱江5-2-34	072-975-5708
OSJ工房よりそいの丘 (Aリージョン)	東大阪市東山町6-1 リリーフ明日香新石切110号	072-987-5554
生活支援センターあいん (Bリージョン)	東大阪市喜里川町3-13	072-985-2323
相談支援センターわくわく (Cリージョン)	東大阪市中新開2-10-16	072-968-7146
自立支援センターばあとなあ (Dリージョン)	東大阪市若江東町2-1-6	06-6722-7760
相談支援室つむぎ (Eリージョン)	東大阪市森河内西2-3-36	06-6736-5590
相談支援センターマーレ (Fリージョン)	東大阪市永和2-6-33	06-6722-5551
障害者生活支援センターひびき (Gリージョン)	東大阪市永和1-3-4	06-6224-7310

【八尾市】

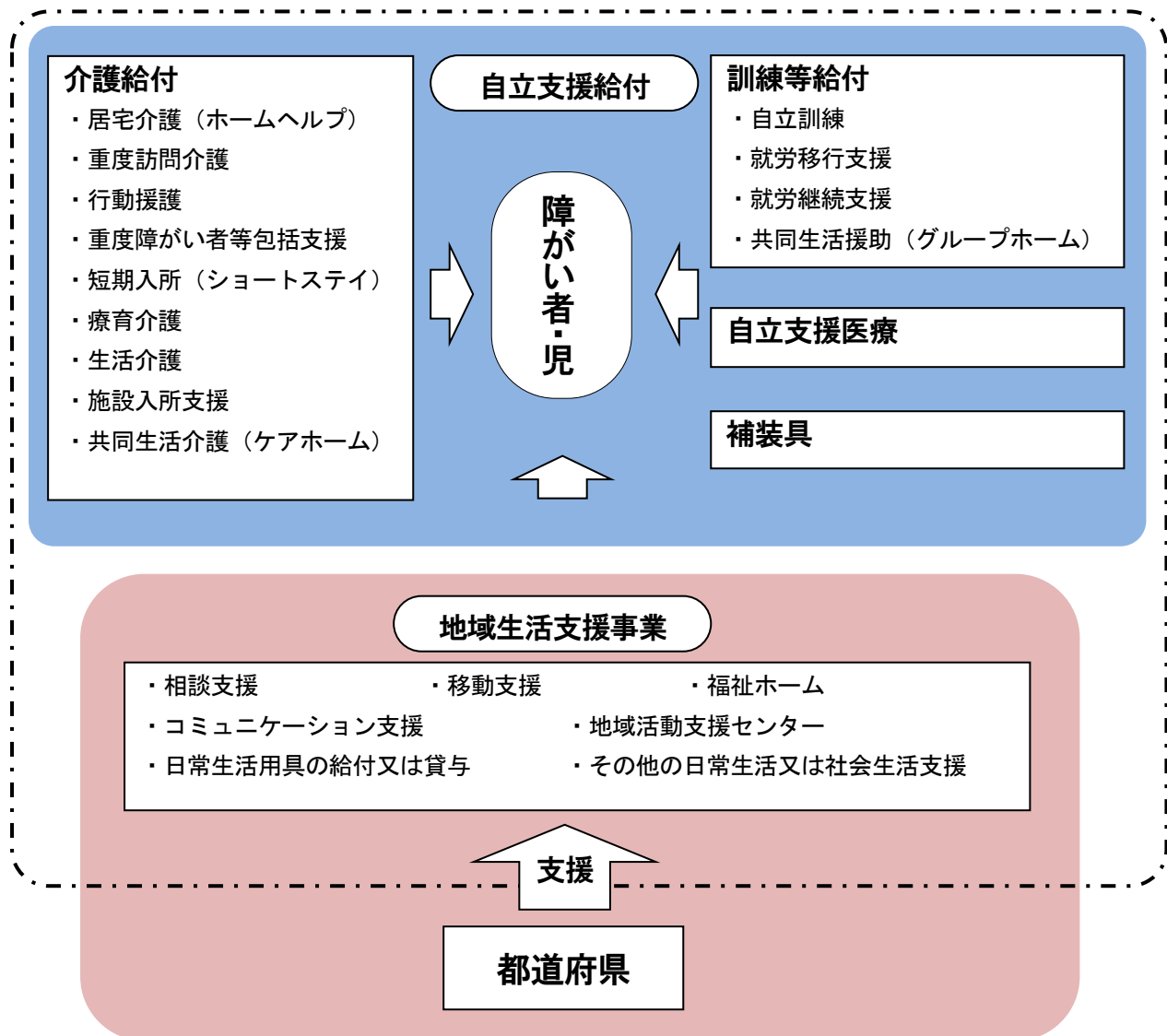
障害者・児生活支援センター あっぶる	八尾市楽音寺1-85-1	072-940-1214
医真会しょうがい相談支援センター	八尾市沼1-68-65 2番館105号	072-948-8875

◎福祉サービス利用について

福祉サービスの新体系

障がい程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）をふまえ、個別に支給決定が行われる「障がい福祉サービス」と、市町村の創意工夫により、利用者の方々の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別されます。

「障がい福祉サービス」は、介護の支援を受ける場合には「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合は「訓練等給付」に位置付けられ、それぞれ、利用の際のプロセスが異なります。



施設・作業所が提供する「生活介護」・「自立訓練」・「就労継続支援」・「就労移行支援」、生活の場として提供される「グループホーム」や「ケアホーム」、「施設入所支援」など全ての福祉サービスはこれら自立支援給付に位置付けられています。

特に、介護給付のサービス（例えば、生活介護の作業所）を利用する場合には「障がい支援区分」の認定が必要です。

障がい支援区分とは

障がい者等の障がいの多様な特性その他心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示し、7段階の区分（「非該当」及び「区分1～6」：区分6の方が必要度が高い）に分けられています。

障がい者の特性を踏まえた判定が行われるよう、歩行等移動の状況、立ち上がり等動作の状況、排尿・排泄等介護の状況、衣服の着脱・金銭の管理等身辺状況、視力・説明の理解等コミュニケーションの状況、昼夜逆転・異食等行動の状況、多動行動や停止等行動関連状況、反復的行動等精神関連状況、じゃくそうの処置等医療状況、調理・買い物等生活関連状況など80項目に渡り、できる・できない（3択から5択）の選択式調査を行う**基本調査**（この調査結果に基づき一次判定を行います）と、基本調査80項目に対応した記述式の調査票で、基本調査には表せない、障がい福祉サービスの必要性に影響を与える事項を記載した**特記事項に医師意見書を加えて**、市町村審査会で二次判定を行い認定します。

なお、この区分は療育手帳の判定とは異なるものです。

障がい支援区分と介護給付の関係

介護給付の福祉サービスには、一定の障がい支援区分やその他の要件が必要となるものがあります。

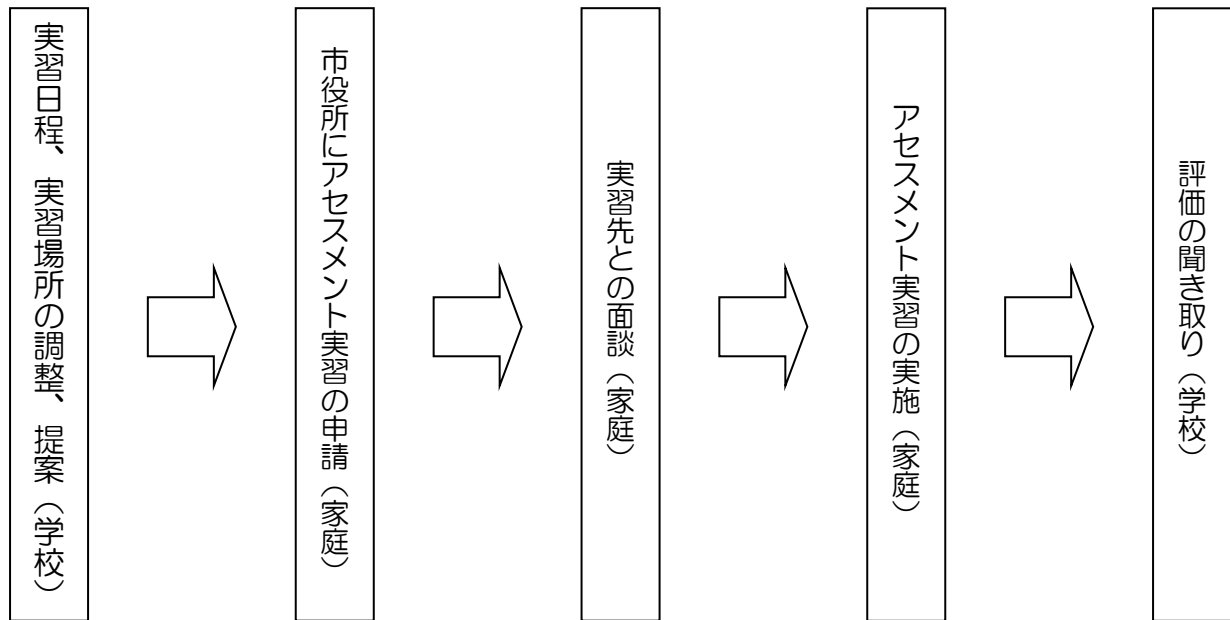
介護給付	非 該 当	区 分 1	区 分 2	区 分 3	区 分 4	区 分 5	区 分 6
居宅介護（ホームヘルプ）		○	○	○	○	○	○
重度訪問介護					○	○	○
行動援護				○	○	○	○
重度障がい者等包括支援							○
短期入所（ショートステイ）		○	○	○	○	○	○
療育介護							○
生活介護				○	○	○	○
施設入所支援					○	○	○

訓練等給付（「自立訓練」、「就労移行支援」、「就労継続支援A型・B型」）では区分認定の必要はありません。

アセスメント実習

高等部卒業後すぐに就労継続支援B型事業所を利用する際には、就労移行支援事業所で5日間以上のアセスメント実習を実施し、アセスメント（適した事業種別の判定）をうける必要があります。これは適した進路選択、就労の可能性の拡大を目的に制度として実施されているものです。本校でもこの制度に則り、高等部3年次にアセスメント実習を実施してします。

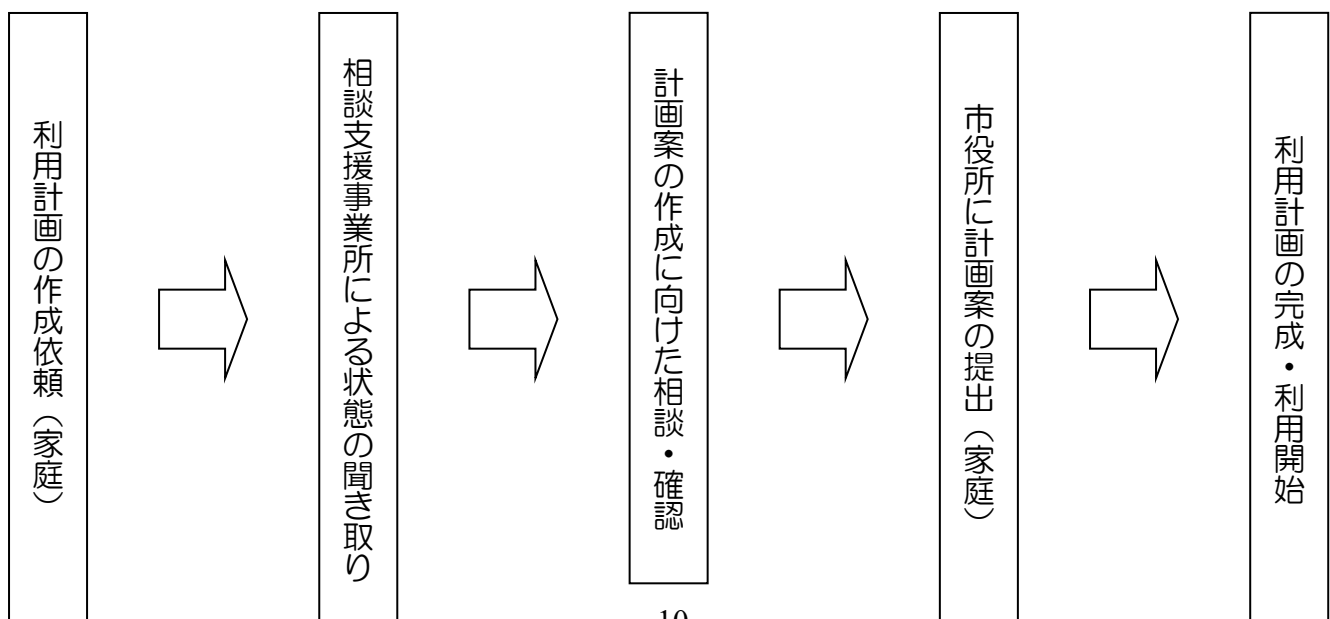
<アセスメント実習実施の流れ>



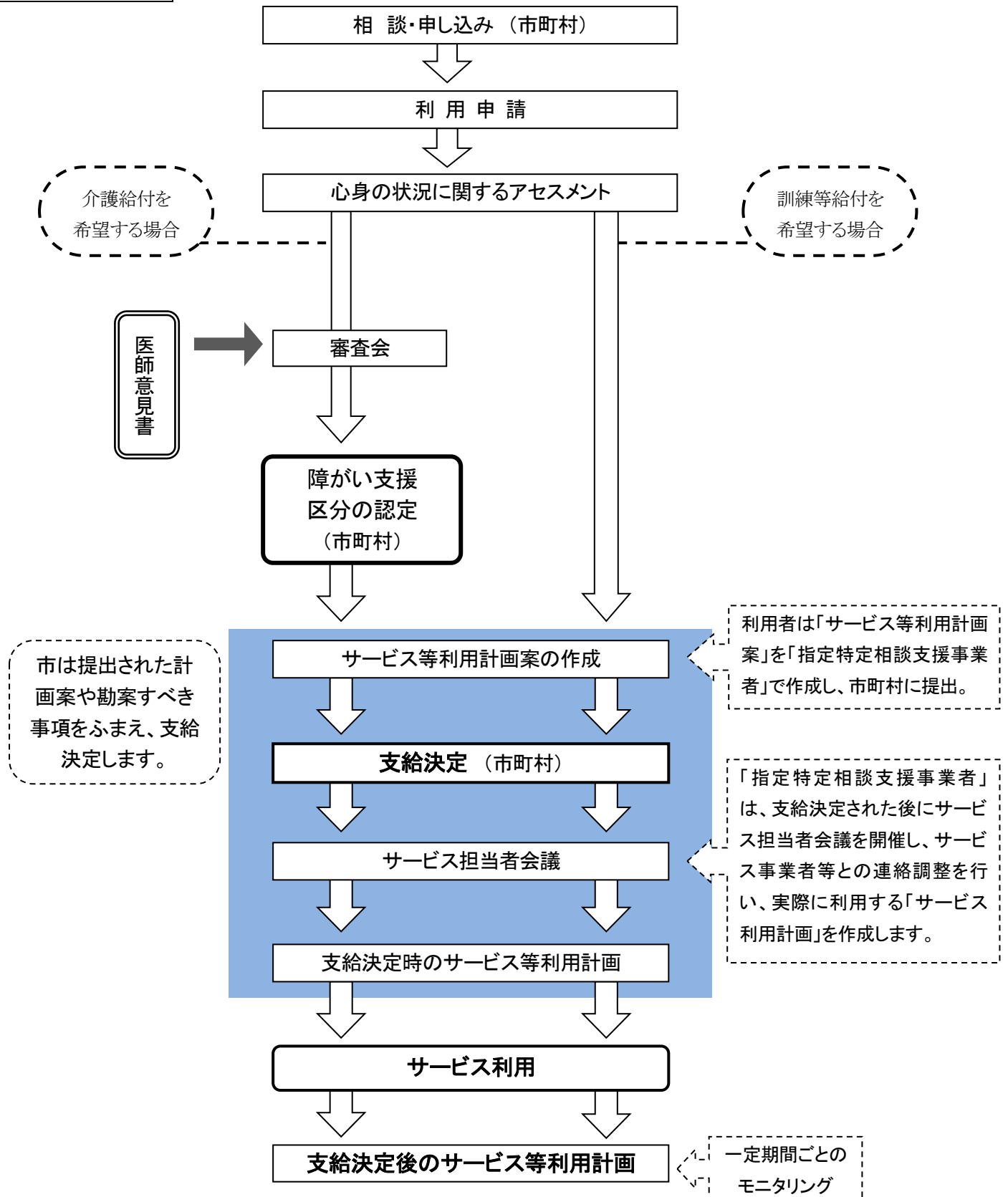
サービス等利用計画

サービス等利用計画とは、障がい者の心身の状況、置かれている環境やニーズを把握し、本人の意向に合わせて、総合的な支援方法や解決すべき課題を踏まえ、最も適切なサービスの組合せ等について検討した総合的な支援計画のことで、相談支援事業所の相談支援専門員が作成するものです。地域がおこなうサービスの支給決定の根拠となるものなので、今後支給決定を受けるすべての利用者にサービス等利用計画を作成する必要があります。利用希望のサービス（施設・作業所等）が決まった段階で相談支援事業所に作成の依頼をします。
※本人が希望する場合は、サービス等利用計画のかわりとなるセルフプランを独自で作成することが可能です。

<サービス等利用計画の作成の流れ>



利用の手続き



※サービス利用までの大まかな流れです。市によって若干異なる点もあると思います。詳しくはお住まいの市福祉事務所・障がい福祉課にお尋ねください。